

平成30年度 指名停止措置状況

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	要領適用 条項
			自	至	(月数)			
1	清水建設(株) 名古屋支店	名古屋市中区錦1-3-7	H30. 4. 13	H31. 4. 12	12ヶ月	平成30年3月23日に東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事(名古屋駅新設工事等)について、独占禁止法第3条に違反する事実があったとして公正取引委員会から刑事告発された。	東海旅客鉄道株式会社	要領第4条第1項(別表第3-1)
2	(株)大林組 名古屋支店	名古屋市中区東桜1-10-19	H30. 4. 13	H31. 4. 12	12ヶ月	平成30年3月23日に東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事(名古屋駅新設工事等)について、独占禁止法第3条に違反する事実があったとして公正取引委員会から刑事告発された。	東海旅客鉄道株式会社	要領第4条第1項(別表第3-1)
3	大成建設(株) 名古屋支店	名古屋市中村区名駅1-1-4	H30. 4. 27	H31. 4. 26	12ヶ月	平成30年3月23日に東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事(名古屋駅新設工事等)について、独占禁止法第3条に違反する事実があったとして公正取引委員会から刑事告発された。	東海旅客鉄道株式会社	要領第4条第1項(別表第3-1)
4	(株)中京スポーツ施設	尾張旭狩宿新町2-27	H31. 3. 29	H31. 4. 28	1ヶ月	(株)中京スポーツ施設の元参与が、あま市発注のスポーツ施設工事に関して、同市の職員に便宜を図ってもらった見返りとして、スポーツ観戦チケット計37万円分を渡したとして、平成31年2月27日に贈賄の容疑で逮捕されたため。 ※ 平成31年4月26日 不起訴	あま市	要領第4条第1項(別表第2-2)